令和6年度

福島地方最低賃金審議会

第3回輸送用機械器具製造業専門部会

議事録

日 時:令和6年10月23日(水)

13:30~14:45

場 所:福島第二地方合同庁舎 1 階会議室

出席者:(公)熊沢、橋本、長谷川

(労)髙橋、藤宮、八巻

(使)阿部、佐藤

1 開 会

(部会長) 定刻になりましたので、これより第3回輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開会します。

委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席いただきまして 誠にありがとうございます。

議事に入る前に、事務局は定足数の確認をお願いします。

(補 佐) 本日は、使用者側の吉田委員が欠席されておりますが、委員の3分の2以上の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、本専門部会が有効に成立していますことを報告いたします。

2 議 事

(部会長) これより議事に入ります。

(1)金額審議

(部会長) それでは金額の審議に入りたいと思いますが、前回、10月4日に開催した第2回専門部会の金額審議において、労使とも1回の金額提示を行い、その後、労使協議を行いました。提示金額としましては、労働者側70円引き上げて1,024円。使用者側25円引き上げて979円で、労使の提示額には45円の隔たりがあります。

委員の皆様には、本日、全会一致で結審し、早期に発効できますよう、特段の御協力をお願いします。

前回の専門部会終了後に、労使とも提示額について協議していただいていることと思います。

本日は、労働者側から金額審議に入りたいと思っていますが、よろしいでしょうか。

- (佐藤委員) 私の方から御提案させていただきたいのですが、前回、 我々の歩み寄りの金額について、労働側にも公益の先生方にも お話しておりますので、直接、労使協議で始めさせていただけ ればありがたいと思っております。
- (部会長) 佐藤委員から、労使協議をしたいとの提案がありました が、労働者側は、どういたしますか。
- (髙橋委員) 他県の結審状況も資料として提示していただいたところも ありますので、その辺も勘案しながら、使用者側の皆さんとも う一度話し合いの時間をいただきながら、お互い納得のいった 金額を出せるようにと思いますので、少しお時間をいただけれ ば助かります。
- (部会長) はい、了解いたしました。それでは、これから労使協議を 行っていただきますが、時間はどのくらいにしましょうか。
- (佐藤委員) 30分程度でお願いいたします。場合によっては1時間に なるかもしれませんが。
- (部会長) わかりました。それでは、その間は休会といたします。 【労働者側・使用者側委員退室】

【労使協議】

【労働者側委員・使用者側委員入室】

- (部会長) 御協議をいただきまして、ありがとうございました。 その協議の結果につきまして、御報告いただきたいと思います。
- (佐藤委員) 本日2回目となる直接の協議をさせていただきまして、労働側にはだいぶ大きく歩み寄っていただき、全会一致ということになりました。

お互いの言い分は色々ありますが、将来のことを考えて、 この金額が良いのではないかということになりました。 金額については髙橋さんからお願いします。

(髙橋委員) それでは、今話し合いをしました内容につて、まず結論から申し上げます。金額の引き上げ額51円、改定額1,00
5円になります。他県の状況を見てももう少し、本来横並びで行きたいところではありますが、やはり福島県の輸送用機器のおかれている状況も、大変厳しいということも労使で話し合いながら、来年のこともありますし、今年だけのことではありませんので、継続的に引き上げになっていくところを考えると、使側の皆さんも厳しいという状況をおっしゃっていただいておりますが、やはり、引き上げ額だけでも他県に近いところまで引き上げていきたいというところで、最後に少し、私どもの思いを申し上げて51円ということにさせていただきましたので、そういった形で労使では一致の方向を見ております。

(部会長) ありがとうございました。

各委員の皆様の御努力によりまして、金額の一致が得られました。感謝いたします。

それでは、本専門部会の結論について確認します。

福島県輸送用機械器具製造業最低賃金を、次のように改正する。時間額1,005円、引上げ額51円とする。とすることでよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) 以上の金額をもって全会一致となりましたので、最低賃金 審議会令第6条第5項に基づき、本専門部会の決議をもって審 議会の決議とします。

> 事務局は、専門部会長から審議会会長へ提出する報告書の 作成をお願いします。作成完了までの間、休憩とします。

> > (休 憩)

(部会長) それでは再開します。

専門部会長から審議会会長へ提出する報告書を確認します。

【報告書を部会長に手交】

【報告書の写しを各委員へ配付】

(部会長) 報告書の読み上げをお願いします。

(室 長) 【報告書の読み上げ】

(部会長) 以上の内容でよろしいでしょうか。

(佐藤委員) 確認ですが、法定どおりだといつになりますか。

(室 長) 12月21日になります。

(佐藤委員) ありがとうございます。

(部会長) ただいまの報告書に基づき、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、全会一致の場合は、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることから、専門部会長から労働基準部長へ答申文を手交することで、審議会会長から福島労働局長への答申とします。

事務局は準備をお願いします。

【部会長から基準部長へ答申文を手交】

【答申文の写しを各委員へ配付】

- (部会長) それでは、答申文の読み上げをお願いします。
- (室 長) 【答申文の読み上げ】
- (部会長) 次に、綿貫労働基準部長より御挨拶をお願いします。
- (基準部長) 本日は、輸送用機械器具製造業の答申をいただきまして、 誠にありがとうございます。

本来は局長が御礼を申し上げるところですが、僭越ながら私の方から挨拶を申し上げたいと思います。

3回にわたり合同部会から今回の専門部会まで、真摯に御議論いただきましてありがとうございました。今後は地域別最低賃金と同じ異議審を通じて、先ほど賃金室長から発言がありましたとおり、12月21日に何もなければ法定どおりの施行となります。施行する段階になりましたら、我々労働局といたしましても、しっかりと周知を計って参りたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

また、今後とも、お願いすることもあろうかと思いますが、まずはありがとうございました。また今後ともよろしくお願いいたします。以上でございます。

(部会長) ありがとうございました。

(2)今後の日程について

- (部会長) 特定最低賃金の改正に関する今後の日程について、事務局より説明してください。
- (室 長) 本日の答申内容につきまして、本日より15日間公示し、 異議の申出を受け付けます。異議の申出があった場合には、異 議申立に係る審議会を開催する予定です。異議申立に係る審議 会を開催する場合は、日程調整を行い、確定次第、審議会委員 の皆様に御連絡差し上げます。

なお、異議の申出がなかった場合は、審議会の開催はなく、効力発生日は法定発効で最短で令和6年12月21日となります。

3 閉 会

(部会長) 専門部会委員の皆様には、御多忙のところ長時間の審議の 上、大変な御努力をいただきましたこと、全会一致で結審しま したこと、心よりお礼申し上げます。ありがとうございまし た。

以上をもちまして専門部会を閉会とします。